レコメンデーションやアルゴリズムに関する ルール整備の諸外国動向調査 結果紹介

一フィルターバブル等に関する調査等の請負より —

みずほリサーチ&テクノロジーズ

デジタルコンサルティング部

2024.4.12

ともに挑む。ともに実る。



目次

1.	調	查根	况要			2
2.	調	查統	吉果 ~~~~			6
	調査	結馬	果(サマリ)			7
	2.	1	調査結果	(米国)		8
	2.	2	調査結果	(EU)		29
	2.	3	調査結果	(中国)		11
	2.	4	調査結果	(その他の坩	内域)	17

(1)調査目的

- □「フィルターバブル等に関する調査等の請負」では、SNS等のプラットフォームサービスの特性である、フィルターバブル現象(パーソナライズされた自分の好み以外の情報が自動的にはじかれてしまう現象)に関する調査・実証を実施。
- □ うち諸外国の動向調査では、プラットフォーマーが使用するアルゴリズム等に関する、諸外国でのルール等の整備状況を調査することで、**国際社会 におけるアルゴリズムやフィルターバブルへの懸念・対策の状況等**を把握し、実証手法の検討や考察の材料とすることとした。

図 調査・実証の全体像

本日のご紹介内容

- (ア) フィルターバブルに関連し、レコメンデーションやアルゴリズムに関するガイドライン等のルール整備の諸外国動向調査
- アルゴリズムやフィルターバブルへの世間的な懸念・対策の状況を把握
- 特に注意が必要な媒体や年 齢層等を検討

(イ) フィルターバブルの発生要因やそのメカニズム等について、 学術雑誌や学会発表等を通じた先行調査研究や事業者 の取組状況の調査

(エ) エコーチェンバーに関連し、学術雑誌や学会発表等を通じ

- た先行調査研究や事業者の取組状況の調査
- フィルターバブルの調査・実証に先立ち、フィルターバブルに関する世界の研究動向を俯瞰・把握
- 本調査での実証手法・対象等を検討・選定するための基礎情報の収集
- (ウ) (ア)及び(イ)を踏まえた実証手法の検討・分析
- 調査項目(ア)・(イ)等の結果を踏まえ、誹謗中傷や偽情報の問題の一因となり得るフィルターバブルに関する検討・調査を行うための手法等を検討

(2)調査方針

- □ アルゴリズムを対象としたルールの有無を幅広く調査する**簡易調査**と、特に重要と考えられるルール等について、制定の背景や所管する機関、概要等をとりまとめる**詳細調査**の 2 段階で情報収集を行った。
- □ 調査結果から、各国で持たれているフィルターバブル等に対する懸念や、対象となるサービス等、実証手法の検討に必要となる分析・考察を行った。

図 調査の進め方

簡易調査

- ルールの名前と概要を幅広く調査
- 対象は3以上の国・地域とし、強制力のある法令の他、公的機関によるポジションペーパー等も含め、幅広く調査

国名	ルール名	概要
米国	00法	
米国	××法(案)	
EU	△△規則	



特に重要と考えられるものを抽出

詳細調査

• 簡易調査結果から抽出した、特に重要と考えられるルールについて、制定の背景や、 アルゴリズムに関わる部分の内容等を調査し、とりまとめる。

法律名	OO法
公表年月日	
所管官庁	
背景·目的	•
概要	•



分析·考察

各国で持たれているフィルターバブル等に対する懸念や、対象となるサービス等、実証手法の検討に必要となる分析を 実施。

(3)調査対象

- □ 調査対象は下表のとおり、米国、EU、中国の3か国・地域を対象とした。
- □ ただし、簡易調査の段階では、上記に限らず、各国におけるルールや行政文書も収集した。

表 調査対象候補におけるルール整備状況 (調査前の仮説)

簡易+詳細調査

国·地域	ルール整備状況(仮説)	本業務における調査・分析方針
米国	 現時点で、全州を対象として、レコメンド機能等のアルゴリズムを制限するルールは見当たらず。 現状では、通信品位法230条の定めにより、プラットフォーム事業者は情報の拡散に責任を負わない仕組み。 一方で、近年フィルターバブルの悪影響は問題視されていることから、アルゴリズムを規制する法律案や、通信品位法230条の適用除外を設ける法律案等が度々合衆国議会に提案されている状況。 	
EU	 プラットフォーム事業者に対する各種規制の整備が進行。 特に、DSA (Digital Service Act) において、超大型プラットフォーム事業者 (VLOP) や超大型検索エンジン (VLOSE) が提供するサービスについて、厳格な条件が課されており、その中にはレコメンド機能に関する条件も含まれている。 	 アルゴリズムに対するルールとして、特に重要と思われるもの (EU:DSA、中国:インターネット情報サービスのアルゴリズム・レコメンデーション管理規定等)を深掘り調査。
中国	 近年、プラットフォーム事業者に対する規制を強化 オンラインサービスのアルゴリズム・レコメンデーションに焦点を当てた管理規定が存在。 独占禁止法等、他の法令においても、オンラインサービスのアルゴリズムに関する言及がみられる 	 AI規制におけるアルゴリズムの扱いについても幅広く調査。 調査結果を踏まえ、各国・地域におけるアルゴリズムに対するルールの全体像を整理。



簡易調査

ルールの整備状況は国により異なるが、オンライン空間の安全性や偽情報対策等の観点から、アルゴリズムを含めたプラットフォーム事業者への規制が行われている国もある。
 公的な機関により、レコメンド機能やアルゴリズム等への懸念やプラットフォーム事業者への提言が行われている例もある。

• 簡易調査で、アルゴリズムに関するルールや行政の政策文書等の情報を幅広く収集。

2 調査結果

2 調査結果(サマリ)

- □ 各国とも、有害・危険な情報や詐欺等から利用者を保護するため、オンライン空間の安全性を向上させる課題意識が見られた。それに対応するため、プラットフォーム事業者に対して**透明性要件(監督機関への報告/ユーザーへのアルゴリズムに関する情報提供義務/アルゴリズムを用いない選択肢の提供義務等)**を定めるなどの対策が施行または検討されている。
- □ その他にも、各国の社会情勢や法整備の状況などを踏まえ、それぞれの視点から対策が取られている。



MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ

(1) サマリ

- □ オンラインプラットフォームのアルゴリズムを規制する全国的な法令等は、現時点では確認できない。
- 口 ただし、各州で制定される州法や、合衆国議会に提案されている法案等では、アルゴリズムの透明性確保や個人データの利用に係る消費者の 権利保護、プロバイダの責任範囲拡大(通信品位法230条の免責規定の改正)などを視野に入れた議論が行われている。

論点

アルゴリズムの透明性

ユーザーの明確な意思によらない パーソナライゼーション

プロバイダの負うべき責任

課題

- ユーザーのエンゲージメントに基づくランキングやレコメンデーションにより、偽・誤情報、ヘイトスピーチ、暴力的なコンテンツなどが増幅する可能性(オンラインの安全性)
- ランキングシステムやコンテンツモデレーションの恣意的な運用による 不平等や消費者の不利益が生じるおそれ
- 利用者が意図しないうちに、個人 データを用いたターゲティング広告 やパーソナライゼーションが行われ ている可能性
- そうした個人データの活用を防ぐための、包括的なプライバシー規制 が連邦レベルでは存在しない
- 通信品位法第230条※では、プロバイダは、第三者が発信する情報について原則として責任を負わず、有害なコンテンツに対する削除等の対応(アクセスを制限するため誠実かつ任意にとった措置)に関し責任を問われないと規定
- 現状、プロバイダに広範な免責が 認められている。

提案されて いる対策 (例)

- 透明性要件(レコメンデーションや モデレーションを行うアルゴリズムの 明示等)の設定
- レコメンド機能等を回避するオプションの提供義務化
- 個人データを取り扱うオンラインサービスに対し、影響度の評価や利用 者への明示、オプトイン許可などを 必要とするよう規制化
- 特定の場合(危険なコンテンツの 増幅・レコメンド等)の際にはプロ バイダへの責任を問えるよう、通信 品位法第230条を制限すること を検討

※1996年に成立。

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

- □ 米国においては、アルゴリズムの透明性やプロバイダの責任範囲、個人データの権利保護の各観点から法制度の検討・制定が行われている。
- □ 各法令の概要をP12以降に示した。

#	観点	地域	ルール・文書名	内容
1		連邦	アルゴリズム公正法(案) Algorithmic Farness Act of 2020	連邦取引委員会(FTC)に対し、オンライン広告や検索結果の配信に使用される 適格性 判定アルゴリズムの公正性の調査 を行うよう指示するとともに、事業者に対し、 アルゴリズムの透明性要件 を定める。 また、公正・透明なデータ分析に関する 技術開発の助成 を行う。
2	アルゴリズム の透明性		アルゴリズムの正しさおよびオンラインプラットフォーム透明性法(案) Algorithmic Justice and Online Platform Transparency Act of 2021	この法案は、差別的なアルゴリズムを禁止し、FTCにプラットフォームのアルゴリズム・プロセスを審査する権限を与え、オンライン・プラットフォームに対し、コンテンツを調整、推奨、増幅するためにアルゴリズムをどのように使用しているのか、またこれらのアルゴリズムを動かすためにどのようなデータを収集しているのかをユーザーに説明することを義務付けるもの。また、様々な分野における差別的アルゴリズムの使用を調査する省庁間のタスクフォースを創設する。
3			フィルターバブル透明性法(案) Filter Bubble Transparency Act	アルゴリズムによる フィルターバブルの存在をユーザーに通知 し、 フィルターされない情報を見る選択肢を提供 することをインターネットプラットフォームに義務付けるもの。 第117議会(2021-2022年)で再提案されるも、採択に至らず。
4			インターネットプラットフォーム説明責任・消費者 透明法(案) Internet PACT Act / Internet Platform Accountability and Consumer Transparency Act	オンライン・プラットフォームに対し、コンテンツのモデレーション慣行を開示し、「自動検出ツール」によるものも含め、削除、無効化、または優先順位が下げられたコンテンツに関する詳細な統計情報を含む年2回の報告書を公表することを義務付けるもの。 第117議会(2021-2022年)で再提案されるも、採択に至らず。
(5)			公民権近代化法(案) Civil Rights Modernization Act of 2021	通信品位法230条を改正し、「アルゴリズムやソフトウェア・アプリケーションを含むあらゆる情報技術」を使って広告が配信・掲載される場合を含め、広告のターゲティングや配信に公民権法が適用されるようにするもの。
6	プロバイダの責任範囲		危険なアルゴリズムから米国人を保護する法律 (案) Protecting Americans from Dangerous Algorithms Act	プラットフォームのアルゴリズムが、公民権訴訟や国際テロ行為等の 事件に直接関連するコンテンツを増幅・レコメンドした場合 、通信品位法230条に定められたプロバイダ免責を適用せず、アルゴリズムが引き起こした損害に対する 責任をプラットフォームに問う ようにするもの。第117議会(2021-2022年)で提案されるも、採択に至らず。

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

#	観点	地域	ルール・文書名	内容
7	プロバイダの 責任範囲	連邦	詐欺、搾取、脅迫、過激思想および消費者被害からの保護に関する法律(案) SAFE TECH Act	言論を利用可能にするために対価を受け取ったり、言論を創作したり資金を提供したり(その全部または一部)した場合、プラットフォームの法的免責を認めないようにするもの。 プラットフォーム事業者は、サービスが「回復不能な損害を引き起こす可能性のある素材を削除、アクセスや利用を制限、または拡散を防止」しなかったことを理由に原告が差止命令を求めた場合、法的保護を失うことになる。
8		カリフォ ルニア 州	カリフォルニア州消費者プライバシー法 California Consumer Privacy Act (CCPA)	個人情報を使用する事業者に対し、 利用者への通知や削除要求への対応 等を求める。 (なお「個人情報」にはIPアドレス、Cookie等のWebサイトへのアクセス情報等も含まれる)
9			削除法 Delete Act	カリフォルニア州の現行データブローカー法を改正し、データブローカーに対して広範な追加開示および登録要件を課すとともに、中央の「削除メカニズム」を通じて削除リクエストをサポートすることをデータブローカーに義務付けるもの。 削除法により、消費者は一度の提出で登録されているすべてのデータブローカーが保有する個人情報の削除を要求できるようになる。
10	個人データの権利保護		米国プライバシー保護法(案) ADDPA: American Data Privacy and Protection Act	米国の消費者のデータプライバシーの権利を定めるとともに、プライバシー保護局新設をはじめ とした執行体制を整えることを目指す。特に、事業者に対しては、アルゴリズムの影響度の評価を行うことを求める。
(1)		連邦	消費者プライバシー権法(案) Consumer Online Privacy Rights Act	広告アルゴリズムを使用するプラットフォームに対し、影響評価を毎年実施することを義務付けるもの。とりわけ、「そのシステムが差別的な結果を生み出していないかどうか」の評価が必要となる。
12			余計なお世話法(案) Mind Your Own Business Act of 2021	プラットフォームに対し、個人データを処理するアルゴリズムが正確性、公平性、偏見、差別、プライバシー、セキュリティに与える影響を評価するよう求めるもの。また、消費者が広範な追跡、データの販売や共有、個人情報の使用をオプトアウトできる全国的な「Do Not Track」システムの創設をFTCに要求する。

(出所) 各種資料をもとに作成

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ① Algorithmic Fairness Act of 2020(1/2)

項目	内容
法律名	・ 2020年アルゴリズム公平性法(案)(Algorithmic Fairness Act of 2020)
概要	 連邦取引委員会(FTC)に対し、オンライン広告や検索結果の配信に使用される適格性判定アルゴリズムの公正性の調査を指示 事業者に対し、アルゴリズムの透明性要件を定める 公正・透明なデータ分析に関する技術開発の助成
具体的な規定	 第3条:FTC は、企業がアルゴリズムによる適格性判定を開発および実施する方法を調査し、報告する)調査:対象となる企業がアルゴリズムによる適格性判定を開発し、実施している方法に関する調査を実施する。この調査には、以下の分析を含むものとする。 1. アルゴリズムによる適格性判定を最もよく利用する業界; 2. 対象事業体が行うアルゴリズムによる適格性決定の種類; 3. 対象事業体がそのような判定を行うために使用するデータ、データソース、前処理戦略およびその他の慣行、データ収集技術、および方法論; 4. 対象事業体が開示する説明の種類を含む、アルゴリズムによる適格性決定の透明性。 5. アルゴリズムによる適格性判定を行う際に、人間の意思決定者が関与しているかどうか、またどのように関与しているか; 6. 対象事業体が、アルゴリズムによる適格性決定に関する苦情を受け付ける仕組みを持っているかどうか、また、そのような決定に関して個人から寄せられた苦情の件数と内容; 7. 対象事業体は、アルゴリズムによる適格性判定に疑問や異議が生じた場合の説明責任手続を有しているかどうか、当該説明責任手続の説明、および対象事業体が調した是正措置の内容。 8. 個人がアルゴリズムによる適格性判定を理解し、疑問視し、あるいは異議を申し立てることができるような、対象事業体が開示することを合理的に要求され得る情報とは何か; 9. 対象事業体は、アルゴリズムによる適格性決定が公正であるかどうかを理解するために、アルゴリズミック監査を行うかどうか、この目的のために対象事業体が入正さをどのように定義するか、また、そのような監査技術および監査の結果は、アルゴリズムによる適格性決定に異議を唱える個人または団体が利用できるかどうか; 10. アルゴリズムによる適格性決定が、地理的情報、所得、民族性、人種、宗教、国籍、年齢、性、性的指向、障害情報、妊娠、配偶者の有無、身体的または精神的健康状態、犯罪歴の有無、あるいはそのような要因の代理などの要素を考慮する場合、その程度; 11. アルゴリズムによる適格性決定が、地理の情報、所得、民族性、人種、宗教、国籍、年齢、性、性的指向、障害情報、妊娠、配偶者の有無、身体的または精神的健康状態、犯罪歴の有無、あるいはそのような要因の代理などの要素を考慮する場合、その程度; 11. アルゴリズムによる適格性決定が、犯罪を共有するよう連邦政府が企業に要求する場合に生じ得る、企業秘密保護のような対象事業体の知的財産権に関する懸念に対処する最善の方法。 2 アルゴリズムによる適格性決定プロセスに関連する情報を共有するよう連邦政府が企業に要求する場合に生じ得る、企業秘密保護のような対象事業体の知り財産権に関する懸念に対処する最善の方法。 3 年でによれらいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】① Algorithmic Fairness Act of 2020(2/2)

内容
 第5条:手続きの公平性 ▶ 1 年後より、各対象事業体は、アルゴリズムによる適格性判定について、以下を行わなければならない。 ✓ 以下を記録する監査証跡を、少なくとも 5 年間保持する。 A) アルゴリズムが展開され、アルゴリズムによる適格性判定を行った時点で存在した、アルゴリズムが使用したデータ; B) (A)号に記載されたデータを作成するために使用された前処理技術またはその他の技術の出所; C) アルゴリズムを開発するために事業体が使用した方法; D) 判定を行うために使用されたアルゴリズムの設計のパージョン; E) アルゴリズムの訓練に使用されたアルゴリズムの設計のパージョン; F) 異なるサブグループにまたがる差別的効果に関するモデル性能のテスト、および当該テストの結果; G) 判定を下すために使用された方法。 H) 最終的に下された決定; ✓ アルゴリズムによる適格性決定の対象となったことを本人に通知すること。 ✓ 要請があれば、本人に以下の機会を提供する。 A) 合理的な個人が理解できる人間が読める形式で、対象事業体が決定を行うために使用した、その個人に関連するデータにアクセスする; B) 対象事業体がアルゴリズムによる適格性判定に使用した、その個人に関連するデータの修正を提出する。 C) 対象事業体に対し、再審査を実施するよう要請する。 ・第7条公正かつ透明なデータ分析に関する研究的成 ▶ 助成金の権限: 米国国立標準技術研究所の所長は、特にアルゴリズムによる適格性の決定に関して、公正、責任、透明性のあるデータ分析と機械学習の研究に対して助成金を与えることができる。

MIZHO みずほリサーチ&テクノロジーズ

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ②アルゴリズムの正しさおよびオンラインプラットフォーム透明性法(案) (1/2)

項目	内容
法律名	・ アルゴリズムの正しさおよびオンラインプラットフォーム透明性法(案) (Algorithmic Justice and Online Platform Transparency Act of 2021)
概要	 オンライン・プラットフォームに対し、コンテンツを保留・増幅・推奨・促進するアルゴリズムの使用方法等について説明を求める 差別的なアルゴリズムを禁止 様々な分野における差別的アルゴリズムの使用を調査する省庁間のタスクフォースを創設する。
具体的な規定	 第4条: 透明性 a. アルゴリズムプロセスの通知およびレビュー-本法の制定日から1年後より、オンラインブラットフォームのユーザーに対してコンテンツ(グループを含む)を保留、増幅、推奨、または促進するアルゴリズムプロセスを採用、運営、またはその他の方法で利用するオンラインブラットフォームは、以下の要件に従わなければならない: 1. 通知の義務

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】②アルゴリズムの正しさおよびオンラインプラットフォーム透明性法(案)(2/2)

項目	内容
具体的な規定	 内容 b. コンテンツのモデレーションに関する通知 1. 通知の義務 ▶ 本法の制定日から1年後より、オンラインプラットフォームは、当該オンラインプラットフォームの利用者に対し、自動コンテンツ修正慣行および人手を用いるコンテンツ修正慣行の説明を含め、当該オンラインプラットフォームのコンテンツ修正慣行に関する完全な説明を、誤解を招かないよう、目立つ、利用しやすい、平易な表現で開示しなければならない。 2. コンテンツモデレーションの透明性報告。本法律の制定日から180日後より、コンテンツモデレーションに従事するオンラインプラットフォーム(中小企業を除く)は、年1回以上、コンテンツモデレーションの実践に関する透明性報告書を公表しなければならない。 ▶ 要件 (I) 該当期間のコンテンツ調整決定の総数(II)該当期間のコンテンツ適正化決定の件数の内訳 第6条:禁止行為 ▶ 公共施設・オンラインプラットフォームが個人情報を、個人または集団の(実際または見た目の)人種、肌の色、民族性、宗教、国籍、宗教、出身国、性別、性自認、性的指向、家族的地位、生体情報、または障害に基づいて、個人を分離する、差別する、または商品、サービス、施設、特典若しくは公共施設のいかなる施設も利用できなくするようなやり方で、アルゴリズム処理およびその他の処理を行う設計を採用することは違法とする。 ▶ 機会の均等・オンラインプラットフォームが個人情報を、個人または集団の(実際または見た目の)人種、肌の色、民族性、宗教、国籍、宗教、出身国、性別、性自認、性的指向、家族的地位、生体情報、または障害に基づいて、広告、マーケティング、勧誘、提供、
	販売、リース、ライセンス供与、賃貸、または住宅、雇用、信用、保険、医療、若しくは教育機会にかかる商業的契約を目的として、ア ルゴリズム処理およびその他の処理を行う設計を採用することは違法とする。

MIZHO みずほリサーチ&テクノロジーズ **15**

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ③ フィルターバブル透明性法(案)

項目	内容
法律名	・ フィルターバブル透明性法(案)(Filter Bubble Transparency Act)
概要	• アルゴリズムによるフィルターバブルの存在をユーザーに通知し、フィルターされない情報を見る選択肢を提供することをインターネットプラットフォームに義務付け
具体的な規定	 第3条: 不透明なアルゴリズム(※1)を使用するインターネットプラットフォームを運営するものは、以下を行う必要がある。 利用者が閲覧するコンテンツを選択するために、利用者固有のデータに基づいて推論を行う不透明なアルゴリズムを使用していることを利用者に通知する。当該通知は、利用者が初めて不透明なアルゴリズムと対話する際、プラットフォーム上で明確かつ目立つ方法で提示されるものとし、利用者が解除できる1回限りの通知とすることができる。 利用者は、入力透過型アルゴリズム(※2)を使用するプラットフォームのバージョンを利用できるようにし、利用者が不透明なアルゴリズムと対話する場所であればどこにでも表示される、目立つように配置されたアイコンを選択することにより、利用者が不透明なアルゴリズムを使用するプラットフォームのバージョンと入力透過型アルゴリズムを使用するプラットフォームのバージョンを容易に切り替えることができるようにする。
	(※1)不透明なアルゴリズム 対象となるインターネットプラットフォーム上で、情報がユーザーに提供される順序または方法を、かかる目的のためにユーザーからプラット フォームに明示的に提供されたものではないユーザー固有のデータに基づいて、全体的または部分的に決定するアルゴリズム/ランキングシス テム(年齢による不適切なコンテンツへのアクセス制限は含まない)
	(※2)入力透過型アルゴリズム 対象となるインターネット・プラットフォーム上で、情報が当該利用者に提供される順序または方法を決定するために、利用者の利用者固有 データを使用しないアルゴリズム/ランキングシステム

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ④ インターネットプラットフォーム説明責任・消費者透明法 (案)

項目	内容
法律名	・ インターネットプラットフォーム説明責任・消費者透明法(案)(Internet PACT Act)
概要	オンライン・プラットフォームに対し、コンテンツのモデレーション慣行を開示し、「自動検出ツール」によるものも含め、削除、無効化、または優 先順位が下げられたコンテンツに関する詳細な統計情報を含む年2回の報告書を公表することを義務付ける。
具体的な規定	 第5条:双方向コンピュータサービスのプロバイダーは、年2回透明性報告書を提出する。 報告書の要件 ▶ 直前の6ヶ月間および12ヶ月間における、双方向コンピュータサービスへの月間ユニークビジターの総数; ▶ 直前の6ヶ月間において、遺法コンテンツ、違法行為、またはポリシー違反の可能性のあるコンテンツにフラがが立てられた件数。 ✓ 利用者からの申し立てによるもの ✓ 従業員または請負業者、内部自動検出ツールなどによるもの(ただし、スパムおよび詐欺行為を除く) ✓ 政府機関、第三者調査員、双方向コンピュータサービスの他のプロバイダなど、別の種類の事業体によるもの; ▶ コンピュータ・サービス・プロバイダが、違法コンテンツ、違法活動、または既知の潜在的なポリシー違反コンテンツに関して措置を講じた直前の6ヶ月間の事例数、および講しられた措置の種類(コンテンツの削除、コンテンツの非推奨化、コンテンツの非優先化、評価付きコンテンツの追加、アカウントの一時停止、アカウントの削除、またはプロバイダの受諾可能な使用ポリシーに従って講じられたその他の措置の事例数を含む)。 ✓ 違反した規則のカテゴリー; ✓ 政府、利用者、内部自動検出ツール、他の双方向コンピュータ・サービス・プロバイダーとの連携、またはプロバイダーが雇用もしくは契約している人員を含む、フラグの発生源; ✓ 情報コンテンツ提供者の国。 ✓ キャンペーン等で協調的にとられた行動であったかどうか(双方向コンピュータサービスプロバイダの利用規定に違反するコンテンツに関して、措置をとちないと決定した事例の数; ▶ 情報コンテンツ提供者が、ポリシー違反の可能性のあるコンテンツを削除する決定を不服とした、過去6ヶ月間の件数。また、不服申し立てのうち、コンテンツの復元に至った割合; ▶ 双方向コンピュータサービスプロバイダの利用ポリシーの実施において、過去6ヶ月間に使用されたツール、慣行、行動、および技術の種類の説明(公開によりツールの有効性を危うくしない範囲のもの) ▶ 双方向コンピュータ・サービス・プロバイダが利定法コンテンツまたは違法行為を認識しつつ、一定期間内にコンテンツ削除や違法行為の停止等を対応を取らない場合、通信品位法第230条(c)の規定を適用しないとしている。

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ **17**

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ⑤ 公民権近代化法(案)

項目	内容
法律名	・ 公民権近代化法(案)(Civil Rights Modernization Act of 2021)
概要	• 通信品位法230条を改正し、アルゴリズムを使って広告が配信・掲載される場合を含め、 広告のターゲティングや配信 に公民権法が適用 されるようにするもの。
具体的な規定	 1934年通信法第230条(e)を改正し、末尾に以下を追加する: 「(6)対象広告のターゲティングに関する市民権法への影響本節のいかなる規定も、双方向コンピュータ・サービスのプロバイダによる対象広告のターゲティングに関して、以下を減損または制限するものと解釈してはならない。 (A) 市民権法に基づく調査またはその執行 (B) あらゆる公民権法に基づいて生じる行政訴訟または民事訴訟における請求 (C) 公民権法違反の刑事訴追における告発」

MIZHO みずほリサーチ&テクノロジーズ

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ⑥ 危険なアルゴリズムからアメリカ人を守る法律(案)

項目	内容
法律名	・ 危険なアルゴリズムからアメリカ人を守る法律(案) (Protecting Americans from Dangerous Algorithms Act)
概要	• プラットフォームのアルゴリズムが、公民権訴訟や国際テロ行為等の 事件に直接関連するコンテンツを増幅・レコメンドした場合 、通信品位法230条に定められたプロバイダ免責を適用せず、アルゴリズムが引き起こした損害に対する 責任をプラットフォームに問う ようにする。
具体的な規定	 1934年通信法第230条(c)は、以下の新しい段落を末尾に追加することにより改正される: (3)アルゴリズム増幅。 (A) 全般:第(1)項においては、双方向コンピュータサービスは、情報コンテンツプロバイダとみなされ、第(B)号に記載される請求については、同項に基づく保護は適用されない。 (B) 請求の条件

MIZHO みずほリサーチ&テクノロジーズ

【米国】 ⑦ 詐欺、搾取、脅迫、過激思想および消費者被害からの保護に関する法律(案) (1/2)

項目	内容
法律名	 詐欺、搾取、脅迫、過激思想および消費者被害からの保護に関する法律(案) (SAFE TECH Act: Safeguarding Against Fraud, Exploitation, Threats, Extremism, and Consumer Harms Act)
概要	 言論を利用可能にするために対価を受け取ったり、言論を創作したり資金を提供したりした場合、プラットフォームの法的免責を認めない プラットフォーム事業者が回復不能な損害を引き起こす可能性のあるコンテンツに対し削除、アクセス・利用制限、または拡散防止しなかったことを理由に、原告が差止命令を求めた場合、法的保護を失うことになる。
具体的な規定	 1934年通信法第230条(47 U.S.C. 230)は以下のように改正される。 (1) 第(c)項において (A) (1)項において (i) 略 (ii) 「いかなる情報」を「いかなる発言」に修正 (※免責の対象を言論に限定) (iii) 未尾のピリオドの前に以下を挿入する: 「ただし、提供者または利用者が、当該言論を利用可能にするために対価を受領した場合、または当該言論の全部もしくは一部を創作した場合、もしくは当該言論の創作に資金を提供した場合を除く。」 (iv) 未尾に以下を追加する: 「(B) 抗弁 被告が(A)項に基づき抗弁を行う場合、被告は、被告が双方向コンピュータ・サービスのプロバイダまたはユーザーであり、他の情報コンテンツ・プロバイダが提供する言論の発行または発言者として扱われるべきであることについて、証拠をもって説得する責任を負うものとする」 (B) 略 (C) 未尾に以下を追加する: (3) 善きサマリア人の免責からの除外。 (A) 差止命令による救済・(1)項は、回復不能な損害をもたらす可能性のあるコンテンツの削除、アクセスもしくは利用制限、または拡散の防止を双方向コンピュータサービスのプロバイダが怠ったことに起因する差止命令による救済の請求には適用されない。 (B) 責任の制限・(A)号に記載される差止命令による救済を認める命令に従う双方向コンピュータサービスのプロバイダの場合、その遵守は、命令の対象となるコンテンツの削除、アクセスまたは利用の制限、または拡散の防止に関する責任をプロバイダに負わせるものではない。」

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ (次ページへ続く) **20**

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ⑦ 詐欺、搾取、脅迫、過激思想および消費者被害からの保護に関する法律(案) (2/2)

項目	内容
具体的な規定	 (2) 第(e)項において、末尾に以下を追加する: (6) 市民権法への影響-本節のいかなる規定も、連邦法または州法に基づき、保護される階級に基づく差別、または保護される階級に基づく差別の効果もしくは結果をもたらす行為を主張する行動を制限、損なう、または妨げるものと解釈してはならない。 (7) 反トラスト法への影響-本節のいかなる規定も、連邦法または州反トラスト法に基づき提起される訴訟を阻止、損なう、または制限するものと解釈されてはならない。 (8) ストーカー行為、ハラスメント、または脅迫に関する法律への影響-本節のいかなる規定も、ストーカー行為、サイバーストーカー行為、ハラスメント、サイバーハラスメント、または性(性的指向および性自認を含む)、人種、肌の色、宗教、祖先、国籍、身体的もしくは精神的障害を主張する、連邦法または州法に基づく訴訟の全部または一部を阻止、損なう、または制限するものと解釈してはならない。 (9) 国際人権法への影響-本節のいかなる規定も、第1350条に基づき提起される訴訟を妨げ、損ない、または制限するものと解釈してはならない。 (10) 不法死亡訴訟への影響-本節のいかなる規定も、不法死亡に対する民事訴訟を妨げ、損ない、または制限するものと解釈されてはならない。

МІZІНО みずほリサーチ&テクノロジーズ **21**

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ⑧ カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)

項目	内容
法律名	・ カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA:California Consumer Privacy Act)
公表年月日	・ 2018 年 6 月成立(2019年10月改正)、2020年1月より適用開始
所管官庁	・ カリフォルニア州司法長官
背景·目的	 カリフォルニア州では、1972年の州憲法の改正以来、プライバシーの権利が人々の「不可侵の権利」として認められている 2002年には「セキュリティ侵害通知法」、2013年には「追跡禁止(Do Not Track)法」が成立するなど、個人のプライバシーに関する権利をたびたび強化 一方で、IT技術の進展に伴い、個人情報の不正利用などの事件も発生しているところ、さらなる個人情報保護が必要
対象事業者	• 「事業者」、「サービス提供者」、「第三者」等に対する規定がある (カリフォルニア州内の消費者のデータの収集・販売等を行う場合、 州内に拠点がなくとも対象 になる)
保護の対象	・ カリフォルニア州内の消費者
概要 (アルゴリズムに 関わる部分)	• アルゴリズムそのものを対象にした条文は確認できないが、「個人情報」の範囲として製品やサービスの購入・検討記録、IPアドレス、 Cookie等のWebサイトへのアクセス情報、広告の閲覧履歴、地理情報データなどの記録や、これらの情報をもとに消費者プロファイルを作成するために行われた推定まで含むなど、かなり広汎に定義されているため、レコメンデーション等のアルゴリズムによるサービスも、取扱う情報によっては対象となり得る内容となっている。
概要 (一部規定を 抜粋)	 (消費者の権利) 消費者はCCPAに基づき、事業者が消費者から収集した当該消費者についてのいかなる個人情報をも削除するよう求める権利を有する。(事業者の通知義務) 消費者の個人情報を収集する事業者は、収集前に収集される個人情報のカテゴリー及びその個人情報のカテゴリーが使用される目的について、消費者に通知する義務がある。 個人情報を第三者に販売する事業者は、情報が販売される可能性があること、消費者がその個人情報の販売についてオプトアウトの権利を有することについて消費者に通知する。(事業者の削除義務) 消費者の個人情報を収集する事業者は、消費者に対し、個人情報の削除を要求できる権利があることを明示する。 消費者から個人情報の削除についての検証可能な要求を受領した事業者は、その消費者の個人情報を記録から削除し、また、サービス提供者に対して記録から個人情報を削除するように指示する。

(出所) JETRO「カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)実務ハンドブック (2024年12月)」、 NTTデータ先端技術「カリフォルニア州 消費者プライバシー法(CCPA)の概要」等をもとに作成 **22**

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 9 カリフォルニア州 削除法

項目	内容
法律名	・ 削除法(Delete Act)
公表年月日	・ 2023年10月成立(2026年までに施行予定)
所管官庁	• カリフォルニア州プライバシー保護局(CPPA)
背景·目的	 CCPAにおいて、州民がデータブローカーに対し情報削除を要求することが可能であることが定められた しかし、500社近いデータブローカーが同州内で登録されている中、現行の法制度では、データブローカーが個人についてどのような情報を収集しているか、把握が困難。また、削除要求は各ブローカーに対し個々に行う必要があり、要求が拒否されることもある。 削除法は、データブローカーに対しより透明性を求めるとともに、消費者がデータブローカーに個人データを削除してもらうための簡単な手段を提供し、新たな執行手段を設け、違反した企業に新たな罰金を課すもの。
対象事業者	• データブローカー (個人情報を広告主等に販売する事業者)
保護の対象	・ カリフォルニア州内の消費者
概要 (アルゴリズムに 関わる部分)	• アルゴリズムそのものを対象にした条文は確認できないが、「データブローカー」が収集した個人情報が、ターゲティング広告等の本人が意図しない場所で活用される等、 個人データ取扱いの透明性の欠如 が制定の背景の一つとなっている。
概要	 州民が一度に全てのデータブローカーに対して自身の情報削除を要求できるツール(削除メカニズム)を作成・提供するようカリフォルニア州プライバシー保護局(CPPA)に求める 削除メカニズムでは、消費者からの単一のリクエストを通じて、個人情報を保持するすべてのデータブローカーに対し、データブローカーまたは関連サービスプロバイダーもしくは請負業者が保持する当該消費者に関連する個人情報の削除をリクエストすることができる 各ブローカーは、同法の下、CPPAに対する登録が義務付けられ、45日毎に個人データ削除要求に応じなければならず、要求に応じなければ罰金などが科される可能性がある 2028年1月1日以降、データブローカーは3年ごとに、同法の遵守を判断するために独立した第三者による監査を受ける必要がある。また、CPPAから要求があった場合、以下のような事項を記載したレポートを提出する必要がある。 同法に基づいて受け取った削除リクエストの数 対応/拒否した削除リクエストの数 担否した削除リクエストのうち、検証不可能・当該消費者によるリクエストではないとみなされた削除リクエスト数 リクエストに実質的に応答するまでにかかった日数の中央値と平均値

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ⑩ 米国プライバシー保護法 (案) (1/2)

項目	内容
法律名	米国プライバシー保護法(案)(ADDPA: American Data Privacy and Protection Act)
概要	 * 米国の消費者のデータプライバシーの権利を定めるとともに、プライバシー保護局新設をはじめとした執行体制を整えることを目指す。 特に、事業者に対しては、アルゴリズムの影響度の評価を行うことを求める。
主要な規定	本法では事業者が果たすべき「忠誠の義務」やデータにかかる消費者の権利の他、企業責任や施行及び適用をに関する事項を定める ① 忠誠の義務 ✓ 対象事業者は、要求されたサービスを提供するため、または特定の許可された目的のために必要かつ相当なデータのみを収集、処理、または転送することができる(データの最小化)。 ✓ 社会保障番号や機密データの収集、処理、転送を制限し、それらのデータが転送可能となる要件(本人同意及び法的要件)を定める。 ✓ 対象事業者は、プライバシーリスクを特定し、軽減するための方針と手順を確立しなければならない。 ✓ プライバシー権を行使した個人に対するサービス提供拒否や価格のつり上げ等の報復を禁止 ②消費者の権利 ✓ FTCはこの法律の主要な条項や義務、権利、要件を米国で最も話者数の多い10の言語で公開し、四半期ごとに更新する。 ✓ 対象事業者は、会社の連絡先、収集するデータのカテコリ、収集目的、データ転送の有無、データ保持期間、個人が権利を行使する方等を含むプライバシーボリシーを公開する義務がある。 ④ 人は事業者が持つ自分のデータにアクセス、修正、削除、持ち運びを行う権利を持つ。 ④ 個人は同意を撤回する権利や、データの転送やターゲット広告に対するオプトアウトを行う権利を持つ。 ✓ 児童及び未成年に対するターゲティング広告を禁止するとともに、保護者の明示的な同意なして未成年者のデータを転送することを禁じる。 ✓ データブローカー(第三者情報収集事業体)は、自らがデータブローカーであることを通知し、FTCに登録を行う義務がある。FTCはデータブローカーの名簿を公開する。 ✓ 人種、肌の色、宗教、国籍、性別、または障害に基づき、商品またはサービスの平等な享受を差別する、または利用できなくするような方法で、対象データを収集、処理、または転送してはならない(公民権の保護)。 ✓ 企業は適切なデータセキュリティ慣行を定め、維持する必要がある。 ✓ 小企業は一定の要件を満たす場合、法案の一部の規定から免除される。 ✓ FTCは、個人が単一のインターフェースを通じて自分のデータに関する権利を行使できるよう、集中的なオプトアウトメカニズムを設置する。

(次ページへ続く)

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ⑩ 米国プライバシー保護法 (案) (2/2)

項目	内容
具体的な規定(アルゴリズムに関する部分)	特に、公民権の保護に関しては、事業者に対しアルゴリズムの影響度評価の実施を義務付けている。 ・ 対象データの収集、処理、または移転のために、個人または個人の集団に危害が及ぶリスクがある方法で対象アルゴリズム(※)を使用する大規模データ保有者は毎年アルゴリズムの影響評価を実施しなければならない。 ・ 上記の影響評価は、以下を提供するものとする。
	※ 対象アルゴリズム 機械学習、自然言語処理、人工知能技術、または類似もしくはそれ以上の複雑性を有する他の計算処理技法を使用し、製品またはサービスの 提供を決定 するため、または個人への情報の配信もしくは表示をランク付け、順序付け、促進、推奨、増幅、もしくは決定するためなど、対象データに関して意思決定を行う、または人間の意思決定を促進する計算プロセス

MIZHO みずほリサーチ&テクノロジーズ

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ⑪ 消費者オンラインプライバシー権法 (案)

項目	内容
法律名	消費者オンラインプライバシー権法(案)(COPRA:Consumer Online Privacy Rights Act)
概要	 アルゴリズムを使用するプラットフォームに対し、毎年影響評価を実施することを義務付ける とりわけ、システムが差別的な結果を生み出していないかどうかの評価を実施
具体的な規定	 108条 公民権 (b)アルゴリズムによる意思決定の影響評価 (1)影響評価 アルゴリズムによる意思決定に携わる、または、住宅、教育、雇用、信用機会の広告もしくは適格性判定、または公共宿泊施設へのアクセスもしくは利用制限の判定を行うため、もしくはそれを促進するために、対象データを処理または転送する目的で、アルゴリズムによる意思決定に携わる他者を支援する対象事業者は、毎年、以下のようなアルゴリズムによる意思決定の影響評価を実施しなければならない。 (A)アルゴリズムによる意思決定プロセスを開発するために使用された設計およびトレーニングデータ、アルゴリズムによる意思決定プロセスの正確性、公平性、偏りおよび差別についてどのようにテストされたかを含む、対象事業体のアルゴリズムによる意思決定プロセスの開発について説明し、評価すること。 (B)アルゴリズムによる意思決定システムが、個人または個人の集団の、人種、肌の色、民族性、宗教、国籍、性別、性自認、性的指向、家族的地位、生体情報、合法的な収入源、または障害に基づく差別的な結果を生み出すかどうかを評価すること。 (2)外部の独立した監査人又は研究者 対象事業体は、外部の独立した監査人又は研究者を利用して、このような評価を実施することができる。 (3)入手可能性 対象事業者は、影響評価の結果をFTCに提出しなければならない。また、対象事業者は影響評価の結果を公表することができる。

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ 26

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ⑫ 余計なお世話法(案)(1/2)

項目	内容
法律名	・ 余計なお世話法(案)(Mind Your Own Business Act of 2021)
概要	• プラットフォームに対し、個人データを処理するアルゴリズムが正確性、公平性、偏見、差別、プライバシー、セキュリティに与える影響を 評価するよう求めるもの。また、消費者が広範な追跡、データの販売や共有、個人情報の使用をオプトアウトできる全国的な「Do Not Track」システムの創設をFTCに要求する。
具体的な規定	 第6条 "Do Not Track"によるデータ共有のオプトアウト (a)規則 この法律の制定日から2年以内に、FTCは合衆国法典第5編第553条に従って、以下のような規則を公布する。 (1)以下のような「Do Not Track」データ共有オプトアウト・ウェブサイトを実装し、維持すること。 (A) 消費者が当該ウェブサイトにログインした後、1回のクリックでデータ共有をオプトアウトし、オプトアウト状況を確認し、オプトアウト状況を変更できる (B) オプトアウトを行うと (i) 対象事業者は、(特定の場合を除き) オプトアウト前に対象事業者と共有されたまたは対象事業者によって保存された個人情報を含め、消費者の個人情報を第三者と共有された個人情報または対象事業者によって保存された個人情報を除き、対象事業者以外によって共有された消費者の個人情報を保存または使用できなくなる (C) 消費者が合理的にアクセスでき、使用可能である。 (D) 消費者が(A)に示した機能をアプリケーション・プログラミング・インタフェースを通じて利用できる 第7条 データ保護権限 (b) 規制 (1)FTCは、本節の制定日から2年以内に、合衆国法典第5編第553条に従って、以下の規制を公布するものとする。 (G) 各対象事業体に対し、以下の自動意思決定システム影響評価(※)を実施するよう求める。 (i) 既存の高リスク自動意思決定システム(FTCが必要と判断する頻度で実施) (ii) 新規の高リスク自動意思決定システムの導入の際ただし、対象事業体は、同じリスクを示す類似の高リスク自動意思決定システムを、まとめて評価してもよい。

(次ページへ続く)

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【米国】 ⑫ 余計なお世話法(案)(2/2)

項目	内容
具体的な規定	 ※ 自動意思決定システム影響評価(Automated Decision System Impact Assessment) 設計および訓練データを含め、自動意思決定システムおよびその開発プロセスを、正確性、公平性、偏見、差別、プライバシー、およびセキュリティへの影響について評価する調査を意味し、少なくも以下を含む。 (A)自動判定システム、その設計、訓練、データ、およびその目的の詳細な説明 (B)以下を含む関連要因を考慮した、自動意思決定システムの目的に照らした相対的な便益と費用の評価。

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ 28

29

(1) サマリ

- □ DSA(デジタルサービス法)では、欧州市民の保護のため、安全性や透明性の仕組みをプラットフォーム事業者に求める。
- □ AI規則案では、安全性確保と同時に、AI活用やイノベーションの推進など、域内の産業振興も含めた政策が取られている。

論点

無自覚のフィルターバブルの 発生のおそれ ユーザーの明確な意思によらない パーソナライゼーション

域内イノベーションの促進

課題

- ユーザーエンゲージメントの最大化を目的としたレコメンデーションにより、ユーザーの多様なコンテンツへの接触や情報へのアクセスに悪影響のおそれ
- レコメンドシステムの具体的な手法 や根拠について、透明性が欠如し ており、無自覚にラビットホールに 陥るおそれ
- ユーザーが認識していないところで、 パーソナライゼーションやレコメンデー ションのために個人データがプロ ファイリングに使用される可能性
- ユーザーにとって、プロファイリングを 用いない選択肢が存在しないまた は気づくことが難しい
- 規則が厳しくなりすぎることで、企業が自由な技術開発やイノベーションに取組むことができなくなるおそれ
- 特に中小企業は、規制に対する 履行の確認や安全性評価等を自 力で行うことが困難

検討されて いる対策 (例)

- ユーザーに対し、使用しているパラメータ等の情報の提供や、レコメンデーションの方法の選択肢を提供する義務
- レコメンドシステムにおいて、プロファイリングに基づかないレコメンドの 選択肢を提供する義務
- 所管機関の監督・指導のもとでAI テストを行えるサンドボックス環境 の構築
- スタートアップや小規模提供者に 優先アクセス

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】デジタルサービス法 (DSA: Digital Service Act) 1/3

- ロ プラットフォーム事業者に対し、レコメンドシステムのパラメータ等の情報について、平易な言葉でユーザーに提示することを求めている。
- ロ また、レコメンドの**順番をユーザーが選択できるようにする**ことや、プロファイリングに基づかないレコメンドの選択肢の提供を求めている。

項目	内容
法律名	・ デジタルサービス法 (DSA: Digital Service Act)
公表年月日	 2022年7月5日に欧州議会が採択。2022年11月16日に成立した。 2023年8月25日から、VLOP・VLOSEに対する追加義務が先行して発効。2024年2月17日からは、欧州のすべてのオンラインプラットフォームへの適用が開始された。
所管官庁	• 欧州委員会
背景·目的	 プラットフォーム事業者は、ユーザーの情報に基づいてプロファイルを作成し、パーソナライズされたコンテンツを提供している。こうしたレコメンドシステムは、ユーザーエンゲージメントの最大化が目的であり、企業はユーザーを多様なコンテンツに触れさせるのではなく、最も惹きつけるコンテンツに触れさせることを優先する。これは、ユーザーの多様なコンテンツへの接触や情報へのアクセスに悪影響を与える可能性がある。 レコメンドシステムの具体的な手法や根拠については、透明性が欠如しており、ユーザーが無自覚のうちにセンセーショナル/虚偽/過激なコンテンツの「ラビットホール」に嵌まることになりかねないという懸念が繰り返し提起されてきた。
対象事業者	 多様な仲介サービスを対象とする 特に超大規模オンラインプラットフォーム(VLOP)および超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)には厳しい規定を適用 ※「EU域内の月間平均利用者数4,500万人以上」を基準とし、EUが指定する。現在は22サービスが指定されている。
保護の対象	• EU 域内のサービス利用者(年齢については特に規定なし)

(次ページへ続く)

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ 31

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】デジタルサービス法 (DSA: Digital Service Act) 2/3

12 01 77777	- L 大法 (D SA:Digital Selvice Act) 2/3
項目	内容
概要(アルゴリズムに関わる部分)	 オンラインプラットフォーム事業者がレコメンドシステムを使用する場合、以下を実施することを求めている(第27条)。 使用される主なパラメータ、およびサービス利用者がこれらのパラメータを変更する、あるいはパラメータに影響を与えるための選択肢を、平易でわかりやすい言葉で、利用規約に含めること 情報を提示する順序を決めるシステムに選択肢がある場合、オンラインプラットフォーム事業者は、サービス利用者が、選択肢をいつでも選択、変更できる機能を提供すること 上記に追加して、VLOPやVLOSEがレコメンドシステムを使用する場合は、GDPR 第 4 条 4 項で定めるプロファイリング(自然人に関する特定の個人的側面を評価するための個人データの使用、特にその自然人の仕事上のパフォーマンス、経済状況、健康、個人的な好み、興味、信頼性、行動、場所、移動などの側面を分析、予測する、個人データのあらゆる形態の自動処理)に基づかないレコメンドのオプションを提供することを求めている(第38条)。 VLOPやVLOSEの提供者は、自社のサービスおよび関連システム(アルゴリズムシステムを含む)の設計・機能、もしくはサービスの使用により域内に及ぼし得るシステミックリスクの分析・評価を行う必要がある。リスク評価の際、要因としてレコメンドシステムおよびその他の関連するアルゴリズムの設計を考慮する必要がある(第34条)。 VLOPやVLOSEの提供者は、上記で特定したリスクに対する軽減措置をとる必要がある。措置の中には、レコメンドシステムを含むアルゴリズムシステムのテストと調整が含まれる可能性がある(第35条)。
罰則規定	 各加盟国は、オンライン仲介サービス事業者のDSAの遵守状況を監督する「デジタルサービス調整官」を同じく2024年2月17日までに設置し、事業者が義務に違反した場合の制裁金を含む罰則の執行などを行う。 VLOP、VLOSEについては、欧州委が直接監督し、情報要求(RFI)や罰則の執行を行うこととされており、既に複数の情報要求が行われている。うち、X、TikTok、AliExpressに対しては、情報要求に対し提出された報告を踏まえ、正式な調査手続きを開始済。 2024年2月17日以降、ECはDSA義務の違反や暫定措置の不履行、約束違反が見られた事業者に対し、当該事業者の前会計年度の全世界年間売上高の6%を上限に罰金を科すことができるようになる。
補助機関	 オンライン プラットフォームや検索エンジンによって展開されるアルゴリズム システムの影響に関するさらなる研究をサポートする科学的および技術的専門知識を提供するため、2023年 4 月に欧州アルゴリズム透明性センター (ECAT)を設立。 プラットフォーム事業者に対する評価・調査やアルゴリズムシステムの短期・中期・長期の社会的影響の研究、公正・透明で説明性のあるアルゴリズムアプローチに向けた実践的な方法論の開発、アルゴリズムによる透明性に関する知識の共有と国際的なステークホルダーとの議論の促進など、多様な方法で欧州委や各国のDSAの施行をサポートする。

MIZHO みずほリサーチ&テクノロジーズ

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】 デジタルサ-	-ビス法 (DSA: Digital Service Act) 3/3				
項目					
欧州委による 執行事例 (アルゴリズムに関 わるもの)	■Amazonに対するRFI • 2023年11月15日にRFIを送付。オンラインで消費者を保護するためのリスク評価と軽減措置に関連する義務を遵守するために講じた措置や、推奨システムの DSA の関連規定への準拠などに関して、より情報提供を求めた。				
	■TikTokに対する正式な手続き				
	 2024年2月19日、正式なDSA違反の評価手続きを開始すると発表。これは、TikTokが過去に提出したリスク評価報告書の分析、および欧州委員会のRFIに対する回答など、これまでに実施された予備調査に基づき、正式な調査を行うもの。 調査の論点は以下のとおり 				
	 アルゴリズムを含むTikTokのシステム設計に起因する、実際のまたは予見され得る悪影響の観点からの、依存症やいわゆる「ラビットホール効果」の誘発につながるシステム的リスクの評価と軽減に関連するDSA義務の遵守状況 このような評価は、人の身体的・精神的福利に対する基本的権利の行使、児童の権利の尊重、および過激化の過程への影響に対する潜在的リスクに対抗するために必要となる。また、TikTokが不適切なコンテンツへの未成年者のアクセスを防止するために使用している年齢確認ツールなど、一部の緩和措置が、合理的、比例的かつ効果的でない可能性がある 				
	▶ 特に、推奨システムの設計および機能の一部として、未成年者のデフォルトプライバシー設定に関して、未成年者のプライバシー、安全およびセキュリティを高いレベルで確保するための適切かつ比例的な措置を講じるDSA義務の遵守状況				
	➤ TikTokに掲載される広告について、検索可能で信頼できるリポジトリを提供するDSAの義務の遵守状況				
	▶ プラットフォームの透明性を高めるためにTikTokが講じた措置。なおこの調査は、DSA第40条で義務付けられている、研究者に対する データへのアクセス提供における不備の疑いに関するもの				
	■ AliExpressに対する正式な手続き				
	• 2024年3月欧州委員会は、アリエクスプレスがデジタルサービス法(DSA)に違反している可能性について、リスクの管理と軽減、コンテンツのモデレーションと内部苦情処理メカニズム、 広告とレコメンドシステムの透明性 、取引業者のトレーサビリティ、研究者のデータアクセスに関連する分野で、正式な手続きを開始した。				
	・調査の論点は多岐にわたるが、例えば以下が含まれる。				
	▶ レコメンデーションシステムシステムで使用される主なパラメーターに関する透明性を提供し、プロファイリングに基づかないレコメンデーションシステムの少なくとも一つの選択肢を提供する DSA の義務の遵守				
	▶ DSA第40条で義務付けられている、研究者がアリエクスプレスの一般にアクセス可能なデータにアクセスできるようにするDSA義務の遵守				

33 MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】(参考) DSAに基づくプラットフォームへの執行状況一覧(2024年3月末時点)

- □ 2024年4月25日にVLOP/VLOSEとして指定を受けた19サービスに対する執行状況を以下に示す。
- □ なお、DSAに対する遵守義務は指定を受けた4か月後から発生。

<検索サービス・ソーシャルメディア(動画共有サービスを含む)に対する執行状況>

事業者名	サービス名	執行状況
Google Ireland Ltd.	Google Search	 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守するために講じた措置について 2024/3/14 情報要求 AIが虚偽の情報を提供するいわゆる「ハルシネーション」、ディープフェイクの拡散、有権者をミスリードする可能性のあるサービスの自動操作など、生成AIに関連するリスクに対する緩和策について。また、選挙プロセス、違法コンテンツの拡散、基本的人権の保護、ジェンダーに基づく暴力、未成年者の保護、精神的健康への生成 AIによる影響に関するリスク評価と緩和策について
	YouTube	 2023/11/9 情報要求 オンラインで未成年者を保護するためのリスク評価や緩和措置に関連する義務など、DSAに基づく未成年者の保護に関連する義務を遵守するために講じた措置について 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守するために講じた措置について 2024/3/14 情報要求 AIが虚偽の情報を提供するいわゆる「ハルシネーション」、ディープフェイクの拡散、有権者をミスリードする可能性のあるサービスの自動操作など、生成AIに関連するリスクに対する緩和策について。また、選挙プロセス、違法コンテンツの拡散、基本的人権の保護、ジェンダーに基づく暴力、未成年者の保護、精神的健康への生成 AIによる影響に関するリスク評価と緩和策について
LinkedIn Ireland Unlimited Company	LinkedIn	• 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守する ために講じた措置について

(次ページへ続く)

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】(参考) DSAに基づくプラットフォームへの執行状況一覧(2024年3月末 時点)

事業者名	サービス名	執行状況
Meta Platforms Ireland Limited	Facebook/ Instagram	 2023/10/19 情報要求 選挙の健全性を守るためのリスク評価と緩和策、ハマスによるイスラエル全土へのテロ攻撃を受けての義務を遵守するためにとった 措置、特に情報の普及と拡散に関して 2023/11/10 情報要求 オンラインで未成年者を保護するためのリスク評価や緩和措置に関連する義務など、DSAに基づく未成年者の保護に関連する 義務を遵守するために講じた措置について 2023/12/1 情報要求 リスクを評価し、自ら作成した児童性的虐待資料の流通を含め、未成年者の保護に関連する効果的な軽減措置を講じる義務 を遵守するために講じた措置に関する追加情報 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守する ために講じた措置について 2024/3/14 情報要求 AIが虚偽の情報を提供するいわゆる「ハルシネーション」、ディープフェイクの拡散、有権者をミスリードする可能性のあるサービスの 自動操作など、生成AIに関連するリスクに対する緩和策について。また、選挙プロセス、違法コンテンツの拡散、基本的人権の 保護、ジェンダーに基づく暴力、未成年者の保護、精神的健康への生成 AIによる影響に関するリスク評価と緩和策について
Microsoft Ireland Operations Limited	Bing	• 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守する ために講じた措置について
Pinterest Europe Ltd.	Pinterest	• 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守する ために講じた措置について
Snap B.V.	Snapchat	 2023/11/10 情報要求 オンラインで未成年者を保護するためのリスク評価や緩和措置に関連する義務など、DSAに基づく未成年者の保護に関連する義務を遵守するために講じた措置について 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守するために講じた措置について 2024/3/14 情報要求 AIが虚偽の情報を提供するいわゆる「ハルシネーション」、ディープフェイクの拡散、有権者をミスリードする可能性のあるサービスの自動操作など、生成AIに関連するリスクに対する緩和策について。また、選挙プロセス、違法コンテンツの拡散、基本的人権の保護、ジェンダーに基づく暴力、未成年者の保護、精神的健康への生成 AIによる影響に関するリスク評価と緩和策について

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】(参考) DSAに基づくプラットフォームへの執行状況一覧(2024年3月末時点)

事業者名	サービス名	執行状況	
TikTok Technology Limited	TikTok	・2023/10/19 情報要求 違法コンテンツの拡散、特にテロリストや暴力コンテンツ、ヘイトスピーチの拡散に対するリスク評価と緩和措置に関連する義務を遵守するために講じた措置について ・2023/11/9 情報要求 オンラインで未成年者を保護するためのリスク評価や緩和措置に関連する義務など、DSAに基づく未成年者の保護に関連する義務を遵守するために講じた措置について ・2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守するために講じた措置について ・2024/2/19 正式な手続きを開始 未成年者の保護、広告の透明性、研究者へのデータアクセス、中毒性のあるデザインや有害なコンテンツのリスク管理に関連する分野で、DSAに基づく正式な違反の評価を開始することを決定 (リスクの中には、アルゴリズムに起因する依存症やラピットホールの誘発リスク等も含まれる) ・2024/3/14 情報要求 AIが虚偽の情報を提供するいわゆる「ノリレシネーション」、ディープフェイクの拡散、有権者をミスリードする可能性のあるサービスの自動操作など、生成AIに関連するリスクに対する緩和策について。また、選挙プロセス、違法コンテンツの拡散、基本的人権の保護、ジェンダーに基づく暴力、未成年者の保護、精神的健康への生成 AIによる影響に関するリスク評価と緩和策について	
Twitter International Unlimited Company (TIUC)	X	 2023/10/12 情報要求 違法なコンテンツや偽情報の拡散、特にテロリストや暴力的なコンテンツ、ヘイトスピーチの拡散の疑いについて 2023/12/18 正式な手続きを開始 これまでに行われた予備調査に基き、イスラエルに対するハマスのテロ攻撃に関連した違法コンテンツの流布に関して、DSAに基づく正式な違反の評価を開始することを決定 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守するために講じた措置について 2024/3/14 情報要求 AIが虚偽の情報を提供するいわゆる「ハルシネーション」、ディープフェイクの拡散、有権者をミスリードする可能性のあるサービスの自動操作など、生成AIに関連するリスクに対する緩和策について。また、選挙プロセス、違法コンテンツの拡散、基本的人権の保護、ジェンダーに基づく暴力、未成年者の保護、精神的健康への生成 AIによる影響に関するリスク評価と緩和策について 	

Mizuho みずほリサーチ&テクノロジーズ

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】(参考) DSAに基づくプラットフォームへの執行状況一覧(2024年3月末時点)

くその他のサービス(ECプラットフォーム・オンラインアプリマーケットプレイスなど)に対する執行状況>

事業者名	サービス名	執行状況
Alibaba (Netherlands) B.V.	AliExpress	 2023/11/6 情報要求 オンラインで消費者を保護するためのリスク評価と軽減措置に関連する義務を遵守するために講じた措置、特に偽造医薬品などの違法商品のオンライン普及について 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守するために講じた措置について 2024/3/14 正式な手続きを開始 上記 2 回のRFI結果に基づき、コンテンツモデレーションと内部苦情処理メカニズム、広告とレコメンドシステムの透明性、トレーダーのトレーサビリティ、研究者のためのデータアクセスについて調査を開始
Amazon Services Europe S.à.r.l.	Amazon Store	 2023/11/15 情報要求 オンラインで消費者を保護するためのリスク評価と軽減措置に関連する義務を遵守するために講じた措置、特に違法な商品の普及や基本的権利の保護に関して
Apple Distribution International Limited	App Store	 2023/12/14 情報要求 システム上のリスクを特定した方法について オンラインマーケットプレイスに適用される規則の遵守と、レコメンドシステムとオンライン広告に関連する透明性について 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守するために講じた措置について
Booking.com B.V.	Booking.com	• 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守する ために講じた措置について

(次ページへ続く)

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】(参考) DSAに基づくプラットフォームへの執行状況一覧(2024年3月末時点)

事業者名	サービス名	執行状況
	Google Play	 2023/12/14 情報要求 システム上のリスクを特定した方法について オンラインマーケットプレイスに適用される規則の遵守と、レコメンドシステムとオンライン広告に関連する透明性について 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守するために講じた措置について
Google Ireland Ltd.	Google Maps	• 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守する ために講じた措置について
	Google Shopping	• 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守する ために講じた措置について
Wikimedia Foundation Inc	Wikipedia	(現在のところ執行事例なし)
Zalando SE	Zalando	• 2024/1/18 情報要求 オンラインインターフェイス上で公的にアクセス可能なデータへのアクセスを適格な研究者に不当な遅滞なく与える義務を遵守する ために講じた措置について

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】AI規則案(Artificial Intelligence Act) 1/2

項目	内容
法律名	• AI規則案 (AI Act)
公表年月日	 2021年4月、欧州委員会が欧州議会・EU理事会に原案を提出し、EU理事会と欧州議会が、それぞれ修正案を採択。 2023年12月に欧州委員会・EU理事会・欧州議会の3者会談(トリローグ)により暫定合意が成立。 2024年2月には各国による承認を受け、同年3月に欧州議会で可決された。
所管官庁	• 欧州委員会
背景·目的	 EUにおけるAIの活用・イノベーションやAIへの投資を強化するとともに、人々と企業の安全と基本的権利を保護することが目的 リスクベースアプローチを採用し、4つのリスクレベルを設け、各々のリスクに応じた要件・規制を設定。イノベーション支援に向け、市場投入前に革新的AIシステムの開発・試験・検証ができる「AI規制サンドボックス」を提供するとしている
対象事業者	 AIシステムをEU域内で市場に投入する又はサービス提供するプロバイダ。 ※設立場所がEU域内か第三国かは問わない。 EU域内に所在するAIシステムの利用者。 アウトプットがEU域内で利用される場合、第三国に所在するAIシステムのプロバイダー及び利用者。 ※ 例外規定: AI法は、軍事または防衛目的のみに使用されるシステムには適用されない。同様に、暫定合意では、研究とイノベーションのみを目的として使用されるAIシステムや、専門外の理由でAIを使用する人々には、この規制は適用されないと規定された。 ※「AIシステム」の定義は機械学習に限定されず、さまざまなサービスが対象に含まれる可能性がある。
	Annex I に記載された技術及びアプローチの1つ以上を用いて開発され、人間が定義した所定の目的のために、相互作用する環境に影響を与えるコンテンツ、予測、推奨又は決定などのアウトプットを生成できるソフトウェア。 < Annex I > ※欧州委が委任法令で改正可能。

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ (次ページへ続く) **39**

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【EU】AI規則案(Artificial Intelligence Act) 2/2

項目 内容 概要 「容認できないリスク」に対しては原則禁止とする他、「ハイリスク」なAIについても厳格な規制を課している。 **(アルゴリズム** 容認できないリスクの例(議会または理事会の修正案で追加されたものをふくむ) に関わる部分) ▶ サブリミナルな技法の利用 ▶ 年齢、身体的障害又は精神的障害による脆弱性のある特定の人々のグループに属するその者の行動を実質的に歪めるために、当該グループの 人々の脆弱性を利用するAIシステム ▶ 職場や教育機関での感情認識 ▶ ソーシャルスコアリング ▶ 性的指向や宗教的信念などの機密データを推測するための生体認証による分類 ▶ 個人に対する予測的取り締まりの一部のケース ▶ 法執行、国境管理、職場および教育機関の分野で、自然人の感情を推測するAIシステム • さらに、欧州議会の修正案では、**透明性確保、違法コンテンツの生成を防ぐセーフガードの確保**、学習に使用した著作物に関する十分 に詳細な概要の作成・公表を義務づけ AIシステムに対し、「多様な主体を含み、平等なアクセス、男女平等、文化的多様性を促進する方法で開発・使用されるとともに、法令で 禁止されている差別的影響や不当なバイアスを回避することを求めている ▶ サブリミナル技術、ソーシャルスコアリング、公共空間にお 容認できないリスク ける法執行目的でのリアルタイム遠隔生体認証システム 等 (Unacceptable Risk) > 原則禁止 ▶ 機械、医療機器、重要インフラ、教育、雇用、法執行等 ハイリスク プロバイダー、輸入者、販売業者、利用者それぞれに対して、 (High Risk) リスク管理、データガバナンス、技術文書の作成、人的監視 措置、適合性評価手続、ログ保存など厳格な規制 限定的なリスク ▶ 自然人とやり取りするAI、感情認識システム 等 (Limited Risk) > AI使用の告知など限定的な義務 ▶ 上記以外 最小限のリスク > 自由に利用可能 (Minimal Risk) (自主的な行動規範の推奨あり) • 違反の場合、最大で3,000万ユーロ又は年間世界売上高の6%の罰金を科す 罰則規定 (欧州議会の修正案では最大4,000万ユーロまたは7%)

(出所) 欧州委員会・欧州議会プレスリリースの他、欧州連合日本政府代表部「EU AI規則案の最新動向」等をもとに作成

(1) サマリ

【中国】アルゴリズムに関する法規制の検討状況

- □ 「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」により、オンライン空間に携わる各主体に対する規定を定め、**安全かつ国家の安定・社会主義的** 価値観の醸成に有益なガバナンスの確立を目指している。
- ロ「インターネット情報サービスのアルゴリズム・レコメンデーション管理規定(IISARM)」では、ユーザーに対しアルゴリズムに関する情報やアルゴリ ズムを用いたレコメンデーションを使用しないオプションを提供することなど、ユーザー保護に焦点をあてた規定を策定した。

論点

インターネット空間の安全性

社会主義体制の堅持

オンライン空間のエコシステムの 多様性を念頭に置いたガバナンス

課題

- アルゴリズムの適用が普及する中で、アルゴリズムによる差別や依存症の誘発などが問題化
- 特に、未成年者のユーザーに心身の健康を害するコンテンツが表示されたり、ITサービスに不慣れな高齢者が詐欺等のトラブルに巻き込まれたりするケースの増加
- インターネットはイデオロギー闘争の 最前線となっており、インターネット 情報コンテンツの安全が国家安全 保障に直結する状況
- 通信秩序、市場秩序、社会秩序 の維持などをとおした、イデオロギー の安全性、社会的公平性と正義、 ネットユーザーの正当な権利と利 益の維持が必要
- オンライン空間に携わる主体の多様さを踏まえ、各主体の協力的なガバナンスを実現するためには、市場と政府の二項対立や、政府による単一支配モデルを打破することが必要

検討されて いる対策 (例)

- ユーザーがアルゴリズムについて知る権利やアルゴリズムを選択する 権利の保護要件を規定
- 特に未成年者や高齢者などを保護するための規定
- サービスプロバイダが主流の価値指向を遵守し、ポジティブなエネルギーを積極的に広めることを推奨し、アルゴリズム・レコメンデーションによる違法行為や違法情報の拡散を禁止
- エコシステムに関する政府としてのガバナンスを監督する**組織を明確化**
- オンライン空間に関わる主体を情報コンテンツ制作者、プラットフォーム、ユーザーに整理してそれぞれに規定を定める

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【中国】ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定(网络信息内容生态治理规定)

項目	内容
法律名	 ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定 (中) 网络信息内容生态治理规定 (英) Regulation on the Governance of the Online Information Content Ecosystem
公表年月日	2019/12/20 公表2020/3/1 施行
所管官庁	• 国家インターネット情報弁公室(CAC) ※2011/5/4創設
背景·目的	 公布直前に、「中国の特色ある社会主義を堅持・改善し、国家ガバナンスの体系と能力の現代化を推進する若干の重大問題に関する中共中央の決定」の中で、「健全な総合ネットワークガバナンス体系を確立し、インターネットコンテンツの建設を増強・革新し、全面的にネットワークガバナンス能力を高め、清朗なネットワーク空間を作る」ことが明記。ネットワークガバナンスが国家ガバナンスの重要な一環として位置づけられた。 条文の中でも、「良好なネットワーク環境を構築し、公民、法人及びその他の組織の合法的権益を保証し、国家の安全、社会利益を守る」ことが目的とされており、利用者の権利のほか、国家の安定性や社会主義の革新的価値観の育成・実践に向けたネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの確立を目指す。
対象事業者	• 中国国内のネットワーク情報コンテンツサービスに関与する「 コンテンツ生産者 」(ネットワーク情報コンテンツを制作、複製、公表する個人あるいは組織)、「サービスプラットフォーム」、「サービス使用者」のそれぞれに対し、推奨事項や禁止事項を規定。
保護の対象	• 公衆の安全や秩序を維持するための規定が中心であるが、サービス使用者を保護するための条項も含まれる。
概要 (アルゴリズム に関わる部分)	 プラットフォームに対し、主流価値の誘導方向の堅持、情報推奨メカニズムを最適化し、レイアウトページの環境管理の強化などにより、 ニュース情報サービスのトップ画面・ポップアップやブログのランキングカテゴリ、検索サービスのホットサーチワードなどの「重点部分」において、新しい時代の中国の特色ある社会主義思想の宣伝や社会主義の革新的価値観の発揚などに繋がるコンテンツを積極的に提示するよう奨励 また、「重点部分」において、国家の安全への危害や国家政権転覆に繋がるコンテンツや、テロ活動の煽動、デマの流布や誹謗中傷等を提示することを禁止。 パーソナライズアルゴリズム推奨技術により、情報を推奨送信する場合、上記の2点の推奨事項に沿ったモデルにするとともに、ユーザーの自主的選択メカニズムをつくり、健全にすることを求める。

(出所) CACの公式サイトの他、山本賢二氏「資料解題 网络信息内容生态治理规定」等をもとに作成

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【中国】 インターネット情報サービスのアルゴリズム・レコメンデーション管理規定(互联网信息服务算法推荐管理规定) (1/3)

項目	内容
法律名	 インターネット情報サービスのアルゴリズム・レコメンデーション管理規定 (中) 互联网信息服务算法推荐管理规定 (英) Internet Information Service Algorithmic Recommendation Management (IISARM)
公表年月日	2021年11月16日承認2022年3月1日施行。
所管官庁	国家インターネット情報弁公室(CAC)※工業情報化部、公安部、国家市場監督管理総局と連携
背景·目的	 2020年12月に中国共産党中央委員会が公表した「法治社会建设实施纲要(2020 – 2025年)」の中でアルゴリズムによるレコメンデーションやディープ・フェイクなどの新技術適用のための標準化された管理方法を策定、改善することが提案されていることを受け、制定された規定。 インターネット情報サービスのアルゴリズムの総合的な管理や、アルゴリズム推奨サービスの標準化された健全な発展を推進することが目的・中国でインターネット情報サービスを提供するために使用されるアルゴリズムによるレコメンデーションを規制。 アルゴリズムによるレコメンデーション:ユーザーに情報を提供するために、生成・合成、パーソナライズされたプッシュ、並び替え、検索・フィルタリング、スケジューリングと意思決定などのアルゴリズムを使用すること
対象事業者	 中国内でアルゴリズムによるレコメンデーションサービスを提供するすべてのプロバイダー 特に、「世論属性または社会動員能力を有するアルゴリズム推薦サービス提供者」には、サービス形態やアルゴリズムの自己評価結果、掲載予定コンテンツなどの申請や、国家の関連規定に基づく安全性評価を求める。 ※申請された内容はCACのWebサイト(http://www.cac.gov.cn/2022-08/12/c 1661927474338504.htm)で公開
保護の対象	・ 利用者一般 (未成年者や高齢者の保護に関する個別の規定あり)

(次ページへ続く)

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【中国】 インターネット情報サービスのアルゴリズム・レコメンデーション管理規定(互联网信息服务算法推荐管理规定) (2/3)

	·
項目	内容
概要(アルゴリズムに関わる部分)	 アルゴリズムを用いたレコメンデーションサービスを提供する事業者を対象に、以下を規定している。 「国家安全保障や社会公共利益を危険にさらす、経済社会秩序を混乱させる、他人の正当な権利利益を侵害するなど、法律や行政法規で禁止されている行為」にアルゴリズムによるレコメンデーションサービスを利用することを禁止。 アルゴリズムメカニズムの確立と改善、メカニズムのレビュー、技術倫理のレビュー、ユーザー登録、情報公開のレビュー、データセキュリティと個人情報の保護、通信ネットワーク詐欺の防止、セキュリティ評価の監視の実行などを義務付け。 アルゴリズム推奨サービスページの管理を強化し、ユーザーによる手動介入と選択メカニズムを確立するとともに、ホームページの最初の画面、ホット検索、選択、リストなどの主要なリンクで、主流の価値観と一致する情報を表示するよう義務付け。 アルゴリズム推奨サービスの提供について利用者に目立つ方法で通知し、アルゴリズム推奨サービスの基本原則、目的意図および主な運営メカニズムを適切な方法で開示しなければならない。 ユーザーの個人特性に特化しないオプションを提供し、またはアルゴリズム推奨サービスをオフにする便利なオプションをユーザーに提供することを義務付け。ユーザーがアルゴリズム推奨サービスをオフにすることを選択した場合、関連サービスの提供を直ちに停止する必要がある。 法に従ってオンライン上で未成年者を保護する義務を履行し、未成年者に適したモデルの開発や未成年者の特性に適したサービスの提供により未成年者の利用を促進。
	• 法に従って高齢者の享受する権利と利益を保護し、旅行、医療、消費、用事などの高齢者のニーズを十分に考慮する。
罰則規定	 アルゴリズムのセキュリティや依存性の管理を怠った場合、違法有害情報を重点部分に掲載した場合、アルゴリズムによるレコメンデーションサービスに関する利用者への情報開示や個人特性に特化しないオプションの提供を怠った場合、世論属性または社会動員能力を有するアルゴリズム推奨サービスを提供しながら申請を怠ったり、登録番号を掲載しなかった場合など 他に法律及び行政法規に規定がない場合、所管の部局が一定期間内に是正を命じる。是正を拒否した場合、または状況が深刻な場合は、情報の更新を停止し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。(※1万元は約20万円(12/25時点)) 世論属性または社会動員能力を有するアルゴリズム推薦サービスの提供者が、関連情報を隠蔽し、虚偽の資料を提供するなどの不当な手段で認可を得た場合 国家と省、自治区、中央政府直轄市のインターネット情報部門は、記録を取り消し、警告を与え、通知・批判し、情状が深刻な場合は、情報更新の停止を命じ、1万元以上10万元以下の罰金を科す。

(出所) CACの公式サイト等をもとに作成

(2) アルゴリズムに関する法律・法案など

【中国】 インターネット情報サービスのアルゴリズム・レコメンデーション管理規定(互联网信息服务算法推荐管理规定) (3/3)

- 2023年12月時点まででCACが公開した情報によれば、「世論属性または社会動員能力を有するアルゴリズム推薦サービス」提供者として申請を 行い、認可を得ている事業者は132事業者あり、対象サービスは198件となっている。
- □ 特に、4以上のサービスを申請している事業者は以下の6社。

事業者名	対象サービス数	対象サービス名
深圳市腾讯计算机系统有限公司 (Shenzhen Tencent Computer Syste)	11	QQ小世界(アプリ)、QQ浏览器(アプリ)、微信(アプリ)、微信搜一搜(アプリ)、微信视频号(アプリ)、微视(アプリ)、搜狗搜索(Webサイト)、搜狗输入法(アプリ)、腾讯新闻(アプリ)、腾讯地图(アプリ)、腾讯视频(アプリ)
武汉木仓科技股份有限公司 (Wuhan Mucang Technology)	10	教练宝典(アプリ)、小猪二手车(アプリ)、平行之家(アプリ)、车友头条(アプリ)、驾校宝典(アプリ)、驾校宝典(アプリ)、驾校宝典(アプリ)、驾考当堂(アプリ)、驾考助手(アプリ)、驾考通(アプリ)、 驾考宝典(アプリ)
北京百度网讯科技有限公司 (Beijing Baidu Netcom Science and Technology)	7	hao123(アプリ)、百度(アプリ)、百度新闻(アプリ・Webサイト)、百度百科(アプリ・Webサイト)、百度搜索(Webサイト)、百度贴吧(アプリ)、百度贴吧(アプリ・Webサイト)
北京豆网科技有限公司 (Beijing BeanNet Technology)	4	豆瓣(アプリ・Webサイト)、豆瓣书店旗舰店(小規模プログラム)、豆瓣时间(小規模プログラム)、豆瓣评分(小規模プログラム)
北京三快科技有限公司 (Beijing Sankuai Technology)	4	美団(アプリ)、美団(アプリ・小規模プログラム)、美団众包(アプリ)、美団骑手(アプリ)
杭州淘美航空服务有限公司 (Hangzhou Taomei Aviation Service)	4	飞猪(小規模プログラム)、飞猪旅行(Webサイト・アプリ・小規模プログラム)、飞猪旅行订火车酒店门票汽车票(小規模プログラム)、飞猪旅游(Webサイト・アプリ・小規模プログラム)

上記の他、微博 (Weibo) や抖音短视频 (TikTokの国内版) 等も含まれる

(1)調査結果(一覧)

#	国·地域	ルール・文書名	内容
1		通信法改正 (誤情報及び偽情報との闘い) 法 案2023 Communications Legislation Amendment (Combatting Misinformation and Disinformation) Bill 2024	オンライン上の誤情報および偽情報がオーストラリア国民の脅威となっていることを受け、オーストラリア通信メディア庁(ACMA)に対して、これらと闘うために新たな権限を付与するための法律。これによって、ACMAは、デジタルプラットフォームを監視し、必要な場合はさらなる努力を要求をできるようになる。
2	豪州	偽・誤情報に関するオーストラリアの行動規範 Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation	非営利の業界団体Digital Industry Group Inc. (DIGI) が、主要なプラットフォームに対し、偽情報や信頼性の懸念への対処のために、自主的な行動規範を作成するよう要請したもの。 2022年発表の更新版において、達成すべき成果として、レコメンドシステムの優先順位の付け方に係る情報や、レコメンドシステムの使用に関するオプション提供が追加された。
3		レコメンドシステムとアルゴリズムに関するポジションステートメント Recommender systems and algorithms – position statement	サイバー空間の監視を行う公的機関eSafety Commissionerにより発表された、レコメンド機能に関するリスクや、業界への要望等に関する立場表明。 オンライン業界に対して、コンテンツキュレーションの管理方法の責任や透明性、AI等も使用したコンテンツモデレーションの拡大、設計段階でのリスクとバイアスの見積等を行うことを提言している。

(2) (参考) 法令の概要

【豪州】 ① 通信法改正 (誤情報及び偽情報との闘い) 法案2023

	内容
法律名	• 通信法改正 (誤情報及び偽情報との闘い) 法案2023 (Communications Legislation Amendment (Combatting Misinformation and Disinformation) Bill 2023)
公表年月日	• 2021 年8月
所管官庁	• オーストラリア通信メディア庁(ACMA)
対象事業者	デジタルプラットフォームサービスを対象にして、新たな義務等を定めるもの
概要 (アルゴリズムに 関わる部分)	 ACMAは、デジタルプラットフォームサービスに対し、以下に関する記録の作成、保持を求めることができるとしている サービス上の誤情報または偽情報 サービス上の誤情報または偽情報を防止または対応するためにプロバイダが実施する措置(当該措置の有効性を含む) サービス上で提供される虚偽、誤解を招く、または欺瞞的な情報を含むコンテンツ(誤情報を目的とする除外されたコンテンツを除く)の普及状況。 ACMAは上記の情報について、規則で報告書の書式を定め、デジタルプラットフォームサービスに対し定期的な提出を求めることができるとしている。 また、ACMAは上記に関する情報の提供を求めることや、収集した情報をWebサイト上で公開することができるとしている。 なお、法人であるデジタル・プラットフォーム・プロバイダの場合、基準または基準に関連するACMAの指示に違反した場合、最大で687万5,000豪ドルまたは直前12カ月間の売上高の5%のうち、いずれか大きい金額の罰金が科される可能性がある。

(2) (参考) 法令の概要

【豪州】② 偽・誤情報に関するオーストラリアの行動規範

項目	内容
文書名	偽・誤情報に関するオーストラリアの行動規範(Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation)
公表年月日	2021年2月に公表され、2022年12月には更新版が公開された
公表主体	• Digital Industry Group Inc. ※ 非営利の業界団体
概要 (アルゴリズムに 関わる部分)	 政府からデジタルプラットフォームに対し、オンラインの偽情報やニュースの品質に関する懸念に対処するための自主的な行動規範を策定するよう要請があったことを受け、定められた自主規範である。 オーストラリア通信メディア庁(ACMA)は本規範に基づき、デジタルプラットフォームの活動を監視し、政府に対して報告書を提出している。また、各署名者は、本規範に基づき、年次で透明性レポートを提出している。 2022年の更新では、「Outcome 1e」として、検索エンジンを除くレコメンデーションシステムの提供の際、以下を行うことが示された。A. エンドユーザーがアクセスする可能性のある情報に対する優先順位をつけるため、レコメンデーションシステムがどのように機能しているかについて、情報をエンドユーザーに提供にすること B. サービスに適したレコメンダーシステムが提案するコンテンツに関連する選択肢をエンドユーザーに提供すること
透明性レポート での実施状況	 「Outcome 1e」は新たに追加された条項であるため、最新版の2023年5月の報告書の時点では、一部の事業者のみが対応している。 現状、該当する取組を透明性レポートに掲載しているのは、Meta、Twitterの2社。 〈Meta〉※詳細な記載はなし Metaは、コンテンツランキングアルゴリズムの透明性を高め、ユーザーが見るコンテンツをよりコントロールできるようにしている Metaは、レコメンデーションによる誤情報の配信を制限するための措置を講じている
	 <twitter></twitter> Twitterでは、以下のような様々な方法でユーザーが体験をコントロールできるとしている ✓ For you: ユーザーがフォローしているアカウントや興味のあるトピックのレコメンドに基づいてツイートを表示 ✓ Following timelines: ユーザーがフォローしているアカウントからのツイートを表示 ✓ ユーザーが購読しているアカウント ✓ Twitterリストのタイムラインへのピン止め: 好きなリストをピン留めすることで、ホームタイムラインをさらにコントロールできる ユーザーは、アプリやヘルプセンターから上記の情報に簡単にアクセスすることができる また、アルゴリズムがどのようにユーザーのタイムラインにツイートを選択するかについて、紹介するブログを公開した
署名者	 第1回透明性レポート公表時点では、署名者はAdobe、Apple、Google、Meta(当時はFacebook)、Microsoft、Redbubble、TikTok、X(当時はTwitter)の8団体 2023年11月27日、Xは、国民投票中に、アクセス可能な偽・誤情報の報告手段を設けず、「Outcome 1c」に違反したとして除名された。 2024年2月7日にTwitchが新規に参加し、現在の署名者は8団体である。

(2) (参考) 法令の概要

【豪州】 ③ レコメンドシステムとアルゴリズムに関するポジションステートメント(1/2)

項目	内容
文書名	レコメンドシステムとアルゴリズムに関するポジションステートメント (Recommender systems and algorithms – position statement)
公表年月日	• 2023年10月11日
公表主体	e-safety comissioner
概要 (アルゴリズムに 関わる部分)	 オンライン空間の安全性の維持を所管する「e-safety comissioner」が、レコメンデーションシステムのリスクや弊害への課題認識を示したうえで、業界への提言を行ったもの くレコメンデーションのリスク> レコメンデーションシステムは、人々が興味深かったり、面白かったり、価値があると思うものに出会う機会を増やすメリットがある可能性がある一方で、ユーザーが一度有害な可能性のあるコンテンツに時間を費やすと、レコメンデーションシステムにより、より多くの同じコンテンツやより有害なコンテンツにであってしまうリスクもあると指摘 レコメンデーションによるリスクの要因として、特に広告ベースのビジネスモデルで運営されているサービスでは、収入を増やすためにユーザーのエンゲージメント、特にオンライン時間を増やすインセンティブがあるため、コンテンツの質ではなく、エンゲージメントに基づいてコンテンツのレコメンデーションを行うことに繋がりかねないことを指摘
	 くレコメンデーションの影響> ・ レコメンデーションシステム、特にエンゲージメントに基づいてコンテンツを提供するシステムは、コンテンツの「バイラル化」(迅速かつ広範な拡散)を助長する可能性があり、危険な挑戦や、標的とされた人々に対するオンライン上での積み重ね攻撃など、有害な行動を助長する可能性があるとしている ・ また、レコメンデーションシステム、誤った情報や極端な意見を増幅させたり、その人の既存の意見や理解とは一致しない異なる視点や価値あるアイデアを見えないようにすることもあり、これにより、一般に「エコーチェンバー」や「フィルターバブル」と呼ばれる、人々が以前に提供されたコンテンツを補強するコンテンツだけを提供されるような事態を引き起こす可能性がある指摘

(次ページへ続く)

(2) (参考) 法令の概要

【豪州】 ③ レコメンドシステムとアルゴリズムに関するポジションステートメント (2/2)

項目	内容
概要 (アルゴリズムに 関わる部分)	 〈業界への提言〉 オンライン業界は、デジタルリテラシーを向上させ、ユーザーが十分な情報を得た上で選択できるようにするために、以下のことを確認することで主導的な役割を果たすことができるとしている ✓ レコメンデーション・システムが、利用者が目にするコンテンツにどのような影響を与え、利用者の感情や経験を形成し、利用者の選択にどのような影響を与えるかを理解すること ✓ レコメンデーション・システムが利用者の滞在を維持するように設計されており、提供されるコンテンツの種類と、継続的にそれにさらされることの両方から弊害が生じる可能性があることを理解すること ✓ コンテンツに対する選択と制御を可能にするアカウントやデバイスの機能の使い方を知ること また、サービス(特にユーザーがコンテンツを共有することを可能にするサービス)は、以下の方法によって、レコメンデーションシステムの悪影響からユーザーを保護することができるとしている 責任を持ち、透明性のある、説明可能な方法でコンテンツのキュレーションを管理すること ✓ 人間のモデレーションに加え、人工知能を使用したコンテンツのモデレーションを拡大すること ✓ セーフティ・バイ・デザインの実践により、初期段階からリスクとアルゴリズムのバイアスを低減すること

本資料は、総務省「フィルターバブル等に関する調査等の請負」から再構成したものです。

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

デジタルコンサルティング部 木村俊介(きむらしゅんすけ)